別紙１

**令和７年度内子町事業者伴走支援体制構築事業委託業務仕様書**

1. 業務名

令和７年度内子町事業者伴走支援構築事業委託業務

1. 事業目的

内子町（以下「町」という。）が今後設置する内子町歴史観光交流拠点施設（以下「施設」という。）では飲食・物販テナントスペースとチャレンジショップを備え、町内の産品を扱う事業者の入居や、これから起業・創業を目指す方の入居を見込んでいる。さらに、施設運営者（指定管理を予定）が、将来的にビジネスプランコンテストの開催や、地域おこし協力隊制度の活用、地域の空き店舗改修・テナント運営、テナントや内子町内の既存事業者及び起業・創業等を目指す者への支援を行うことを想定している。支援により事業者の成長や経営改善を行うことを目指す中で、その体制構築を進めたい。

この目的を果たすためには、事業者への調査及び実際の伴走支援の実施を通じて内子町における経営や事業承継の課題、支援の在り方の整理・把握をした上で、実施体制の構築方法の検討が必要。

そこで、町内の事業者に関するアンケート調査、テナント候補や起業・創業を目指す方への伴走支援を行ったうえで、施設の持続性や運営効果を高めるために必要な事業内容、その実施体制の構築方法を検討することのできる事業者を選定したい。

1. 履行期限

委託契約締結日から令和８年３月３１日まで

1. 業務内容

（１）運営戦略・事業内容検討のための調査

施設の運営戦略、運営において行うべき事業内容を検討するため必要な町内事業者に関する調査や、施設をとりまく環境に関する調査として町内事業者30社以上に対するヒアリングを行う。実効性の高い支援内容を検討するために必要な調査事項を提案すること。

（２）伴走支援を行う町内事業者の選定

①事業の説明会・セミナー等の開催

本事業及び施策の周知、事業者の応募促進のため、業務開始初期段階に説明会・セミナーを1回ずつ以上開催する。本事業の支援対象事業者として応募する事業者が増え、効果的な支援がなされるよう、効果的な実施内容・方法などの提案を盛り込むこと

②支援対象事業者の公募

支援対象事業者の公募を行う。施設運営及び本事業の目的に照らし、適切な事業者を対象とすること。必要であれば事業者の類型を複数設定し、区分しての募集を行っても構わない。

③支援対象事業者の選定

施設運営及び本事業の目的に照らし、適切な選定基準を設定し、支援対象事業者の選定を行う。選定事業者は５事業者程度とする。

（３）支援対象事業者への伴走支援

①支援計画の策定

支援対象事業者として選定された各事業者の支援計画を策定する。支援対象事業者の規模・業種に応じた適切な支援内容・方法を計画すること。

②伴走支援

策定した支援計画に基づき、経営改善（新規商品開発、販路拡大などの既存事業拡大、コスト改善、人材育成、DXなど）や創業、起業の準備の検討など各支援対象事業者に対する伴走支援を行う。

（４）支援体制構築検討

町が本委託業務とは別に委託する「令和７年度内子町歴史観光交流拠点施設運営実証事業委託業務」の受託者（以下「実証事業受託者」という）である施設の指定管理予定者が将来的に指定管理者として伴走支援を行うにあたって、その実施方法・体制、支援対象とすべき事業者属性（規模・業種等）の検討を行う。

（５）報告書のとりまとめ

本事業における町内事業者への意識調査の分析結果、伴走支援の成果及び施設運営者による事業者支援実施方法の検討の結果を成果物として令和８年３月３１日までに納品する。

（６）その他

(1)における調査結果や、(4)における検討結果等は適宜施設管理者に共有し、運営方法の検討の情報として用いることができるようにする。ただし、支援対象事業者等の個人情報に関わる内容は含めないこと。

1. 打合せ

本業務の遂行にあたっては、担当課との連絡を密にするよう努めるとともに、月1回程度は担当者との進捗確認を実施するなど、効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

1. 業務報告

受託者は本業務の実施状況等を明らかにするため、下記の通り提出すること

①提出物

・業務報告書（アンケート結果や事業者選定プロセス、支援計画、支援実施状況、

支援結果、今後の支援体制検討結果等、詳細が分かるもの）

・アンケートデータとその集計結果

②提出期限

令和８年３月19日（木）

1. 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27 条及び第 28 条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

・受注者は、本業務により生じた、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む

すべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注

者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

・第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重

な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

・発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサ

イトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。

・本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合

は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

1. その他

（１）本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。

（２）受託者は本業務の全て又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

（３）本業務について、業務の終了後も含めて、今後、内子町監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料等の説明責任を果たすこと。

（４）受託者は町と十分協議を行いながら、適切な体制により効率的な業務推進に努めること。業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、町の指示及び承認を受けること。

（５）受託者は、調査、伴走支援により得た情報、それに係る資料並びに提出を受けた関連資料を本事業に係る者以外に漏らしてはならない。